

(Check) 事務事業の自己評価

事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結び つきますか	A 結びつく B 一部結びつく C 結びつかない	A	(現状分析等) 法定受託事務であり、市が関与することが法で定められている事 業である。また、総合計画にも明確に位置付けられており、市の上 位政策・施策とも結びついている事業である。 生活保護受給者は、高齢化の進展及び経済環境の低迷などから 全国的にも年々増加しており、社会状況の変化から市民ニーズが高 まっており事業の役割は近年濃くなる傾向にある。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化によ り、事業の役割が薄れていませんか	A 薄れていない B 少し薄れている C 薄れている	A	
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当 ですか(国・県・民間と競合していませ んか)	A 妥当である B あまり妥当でない C 妥当でない	A	
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移し ていますか	A 順調である B あまり順調ではない C 順調ではない	A	(現状分析等) 国で事業内容や事務処理の方法を定めている法定受託事務であ ることから事業内容を見直す余地は少ない。 また、全国的な制度であり、現在の状況ではニーズの高まりから、 事業量が減少することも見込めない状況である。 ただし、平成23年度から朝礼実施における進捗状況報告などの 職員の意識改革に取り組み成果が出てきているところであり、また、 平成24年度からは非常勤職員2名の増員によりさらに期限内決定 件数の増加を見込む。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を 見直す余地はありますか	A 見直しの余地はない B 検討の余地あり C 見直すべき	B	
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入な どにより、成果を下げずにコストを削 減することは可能ですか	A できない B 検討の余地あり C 可能である	A	(現状分析等) 地方自治法に定める法定受託事務であり、本来国が行うべき事務 であるが適正処理を確保する点から法令により都道府県や市町村 が処理することとされている事務であり、類似する他事業との統合 や連携、民間委託等はできないものである。 また、元来、生活に困窮されている方の最低生活費に不足する分 を補足して保障する制度であるため、受益者負担はないものであ る。 ただし、人件費の見直しについては、国の定めるケースワーカーの 基準数15名(平成24年4月1日現在)に対し、正規職員12名であ るため不足の内2名分を非常勤職員で対応している。また保護費 の給付業務等事務的業務量も増大している。今後の保護世帯数や 申請相談件数の推移や事務の状況を見ながら人員の配置について 検討する余地はある。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業と の統合・連携によりコストの削減は可 能ですか	A できない B 検討の余地あり C 可能である	A	
	③	【人件費の見直し】 非常勤職員等による対応その他の方 法により、人件費の削減は可能です か	A できない B 検討の余地あり C 可能である	B	
	④	【受益者負担の適正化】 受益者負担に見直しの余地はありま すか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃 止)	A 見直しの余地はない B 検討の余地あり C 見直すべき	A	

(Action) 事務事業の方向性と改革改善

今後の方向 性 (該当欄を●)	<input type="radio"/> 不要(廃止) <input type="radio"/> 民間実施 <input type="radio"/> 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) <input type="radio"/> 市による実施(要改善) <input type="radio"/> 市による実施(現行どおり) <input checked="" type="radio"/> 市による実施(規模拡充)	(今後の方向性の理由) ①相談・申請件数は高水準で横ばいに推移していること。 ②今後も高齢化の進展とともに一定数の被保護世帯の増加が考えられること。 ③有効求人倍率にはやや改善の兆しがあるものの、経済環境が不安定であることから、場合 によりさらに要保護世帯が増加することが考えられること。 以上のことから、今後の保護世帯の推移により事業規模の拡大も検討する必要がある。
-----------------------	---	---

改革改善内 容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果		改革改善による期待成果																		
	生活保護制度においては、「①保護を必要とする方に適正期間内に保護の決定を行うこ と」、「②既に保護を受けられている方に対しては自立助長を促すこと」が最も重要な施策 として挙げられる。 保護を必要とされる世帯が急増している現状においては、①の「適正期間内の保護決 定」に主眼を置いて施策を実施せざるを得ないものの、今後は、要保護世帯の増加状況と 人員配置を勘案した上で②の「自立助長施策」を実施し、施策の両輪として生活保護費の 抑制に取り組む ②については国の示す方針に従い適正・適切に事務を進める。		<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="3">コスト</td> </tr> <tr> <td></td> <td>削減</td> <td>維持</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">成果</td> <td>向上</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			コスト				削減	維持	増加	成果	向上		○	維持			低下	
	コスト																				
	削減	維持	増加																		
成果	向上		○																		
	維持																				
	低下																				

外部評価の実施	無	実施年度	
---------	---	------	--

決算審査特別 委員会における 意見等	(委員からの意見等)
--------------------------	------------